

○鹿角市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月18日水道管理規程第1号

改正

平成11年3月26日水管規程第3号

平成12年3月31日水管規程第5号

平成19年4月1日水管規程第6号

平成21年7月17日水管規程第2号

平成28年4月1日水管規程第2号

平成29年3月31日水管規程第1号

令和元年9月26日水管規程第2号

令和2年3月18日水管規程第1号

鹿角市水道事業給水条例施行規程

鹿角市水道事業給水規則施行規程（昭和47年鹿角市水道管理規程第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給水（第3条—第26条）

第3章 料金（第27条—第32条）

第4章 貯水槽水道（第33条）

第5章 補則（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、鹿角市水道事業給水条例（平成29年鹿角市条例第11号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、鹿角市水道事業の給水及び料金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所有者及び使用者の責任）

第2条 給水装置の所有者は、給水設備の管理処分について、水道の利用者は、給水の利用について、一切の責任を負うものとする。

第2章 給水

（使用者が行う給水装置に関する行為）

第3条 給水装置の所有者と水道の利用者が異なる場合において、水道の利用者が行った給水装置に関する行為は、すべて所有者の行為とみなす。

（給水装置の構成及び付属用具）

第4条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、量水器ますその他付属用具を備えなければならない。

（給水装置新設等の申込み等）

第5条 条例第4条第1項に規定する申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）により行うものとする。

2 管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、給水装置工事の申込みがあっても、配水管の布設のないところについては、これを受け入れないことができる。

3 管理者は、給水区域内で配水管の布設のないところであっても、給水装置工事申込者が配水管資材を寄付し、布設のための労働行為及び当該工事に係る経費を負担するときは、配水

に差し支えない限りにおいて、申込みを受理することができる。

- 4 給水装置工事の申込者は、当該工事において設計を変更しようとするときは、給水装置工事変更承認申請書（様式第1号の2）を管理者に提出し、必要に応じて設計審査を受けるものとする。

（利害関係人の同意書等の提出）

第6条 条例第4条第2項の規定により管理者が申込者から利害関係人の同意書又はこれに代わる書類（以下「同意書等」という。）の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、それぞれ当該各号に定める同意書等を求めるものとする。

- (1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 様式第1号中給水装置所有者の給水管所有者分岐同意書
- (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき 様式第1号中土地家屋使用承諾書
- (3) 前2号の規定による書類を提出できないとき 誓約書（様式第4号）

（利害関係人その他の者の異議についての責任）

第6条の2 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があつたときは、給水装置工事申込者の責任とする。

（開発等の事前協議）

第7条 条例第5条の協議は、開発給水協議書（様式第5号）の提出をもって行うものとする。

- 2 管理者は、前項の開発給水協議書の提出があつた場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に、回答書（様式第6号）により回答するものとする。

（開発行為等における施設の帰属）

第7条の2 給水区域内において開発行為等を行った者が設備した給水施設については、寄附行為をもって管理者に帰属するものとする。

- 2 前項の寄附行為は、配水施設寄附採納願（様式第7号）の提出により行うものとする。
- 3 管理者は、前項の配水施設寄附採納願の提出があつたときは、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に通知書（様式第8号）をもって回答するものとする。
- 4 管理者は、次の各号に定める事項の全てを満たしているときに限り第1項の規定による寄附を受納するものとする。

- (1) 水道法施行令（昭和32年政令336号。以下「政令」という。）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していること。
- (2) 鹿角市水道事業が実施した給水施設工事の完成検査に合格していること。
- (3) 給水管の埋設された公道が、道路管理者から市道認定されていること。
- (4) 開発給水協議に関する回答及び給水協定書に定められている事項が遵守されていること。
- (5) 給水管の口径が、50ミリメートル以上であること。

（新設等の費用負担）

第7条の3 条例第6条ただし書に規定する費用の負担については、次の各号のとおりとする。

- (1) 公道上において、給水管が漏水したときは、その原因が天災及び水道使用者等の責任でないときに限り、市がその費用の一部を負担することができる。
- (2) 市が負担する費用の範囲は、公道における路盤工及び舗装工の復旧費用に限るものとする。

（給水装置使用材料）

第8条 管理者は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置

工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第8条の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

(2) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

3 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

4 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第10条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさにきめなければならない。

(給水管理設の深さ)

第11条 給水管は、公道内及び私道内においては80センチメートル以上、宅地内においては60センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管材料の特例)

第12条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓(当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの)までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

(1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ポリエチレン管

(2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 鋼管、水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により、管理者がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

(メーターの設置位置等)

第13条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

(1) 原則として建築物の外であつて当該建築物の敷地内

(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

(3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

(4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第14条 条例第14条第1項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(危険防止の措置)

第15条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第16条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込み)

第17条 条例第11条に規定する給水の申込みは、水道使用開始等届(様式第9号)及び給水許可申請書(様式第10号)の提出をもって行う。

2 前項の申込みに対する承認は、給水許可証(様式第11号)により行うものとする。

(代理人の選定届等)

第18条 条例第12条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は条例第16条第2項第1号の規定による給水装置の所有者の代理人変更の届出は、代理人選定(変更)届(様式第12号)により行う。

(メーターの損害弁償)

第19条 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを破損又は亡失したときは、メーター破損(亡失)届(様式第13号)により行う。

2 管理者は、条例第15条の規定によりメーターを弁償させようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第20条 条例第13条第1項、第16条第1項各号及び第2項第2号から第4号までの規定による届出は、次の各号に定める様式の提出により行うものとする。

- (1) 給水装置の使用を廃止、休止しようとするとき又はメーターの口径、用途を変更しようとするときは、水道使用開始等届
 - (2) 消防演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届（様式第14号）
 - (3) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届（様式第15号）
 - (4) 消防用として水道を使用したときは、消防用水使用届（様式第16号）
 - (5) 管理人を選定したとき、管理人を変更したとき又は管理人の住所に変更があったときは、管理人選定（変更）届（様式第16号の2）
- （既設装置に対する連結）

第21条 給水装置工事申込者が、自己の既設装置を市の配水管に連結する場合は、管理者の許可を受けなければならない。

- 2 管理者は、既設装置が当該施設に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、連結を許可しないことができる。

（給水装置の撤去）

第22条 給水装置を撤去するときは、所定の手続きをとり市の指示に従わなければならない。この場合において市が特に必要と認める場合は、配水管より制水弁又は止水栓までの装置はそのまま残置するものとする。

- 2 前項の規定により残置された装置は、管理者の所有とする。

（私設消火栓の使用）

第23条 条例第17条の私設消火栓は、火災の場合にその使用を拒むことができない。

（給水装置及び水質検査の請求）

第24条 条例第19条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書（様式第17号）の提出をもって行う。

（措置命令）

第25条 条例第18条第4項の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第18号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

（水道使用上の注意）

第26条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

第3章 料金

（用途）

第27条 条例第21条の規定による用途は、おおむね次に掲げるところによる。

- (1) 家庭用 一般家庭、アパート及びこれに類するもの
- (2) 団体用 官公署、学校、病院、診療所、銀行、会議所、新聞社、公社、教会、寄宿舍、合宿所、会館、集会所、事務所、自動車修理工場及びこれに類するもの
- (3) 営業用 飲食者、食堂、喫茶店、旅館、貸席、映画館、劇場、遊技場、下宿業、めん類製造業、醸造業、食料製造業、養殖業、飼畜業、写真業、理髪業、漬物業、清涼飲料水製造業、自動車業、百貨店、菓子製造業、生鮮魚介販売業、洗たく業、染物業、パーマネント業、牛乳処理販売業、生花販売業、園芸業、製氷業、ガソリンスタンド、食肉製品製造販売業及びこれに類するもの
- (4) 浴場用 物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条の規定により入浴料金の統制額の指定等の適用を受ける公衆浴場及びこれに類するもの
- (5) プール用 水泳プール用水及びこれに類するもの
- (6) 臨時用 臨時に使用する売店、興業、工事現場及びこれに類するもの

(料金の算定基礎)

第28条 条例第21条の規定による料金は、前月のメーター検針時から、次の検針時までの間に
おける、使用水量を基礎として算定する。この場合1立方メートルに満たない使用水量があ
るときは翌月の使用水量に算入する。ただし、給水の使用を中止又は廃止した場合の1立方
メートルに満たない使用水量は1立方メートルに切上げて算定する。

(使用水量の認定)

第29条 条例第23条第1号及び第3号の規定による使用水量の認定は、過去の使用水量を参考
に算定した水量とする。

2 条例第23条第2号の規定による使用水量の認定は、料率の高い方とする。

(料金等の減免)

第30条 条例第27条の規定による料金、手数料その他の費用の減免を受けようとする者は、水
道事業納付金減免申請書(様式第19号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の減免申請書を提出した水道使用者等が注意をもって給水装置を管理した
にもかかわらず漏水した場合には、その料金を減免することができる。この場合において、
当該料金の減免の対象及び率等は、次の各号に定める使用水量の認定基準及び別表第1又は
別表第2に掲げる算出表により算定するものとする。

(1) 減免の対象は、家庭、団体又は営業用における自然災害、凍結その他不可抗力的な給
水装置の故障により漏水が生じた場合とする。

(2) 漏水の判定は、鹿角市指定給水装置工事事業者が給水装置修繕工事報告書により、上
下水道課長又は上下水道課長の指定した職員が行うものとする。

(3) 認定の対象となる使用水量は、当該月の使用水量が前3月の平均使用水量の3倍を超
える場合とする。ただし、前3月中に漏水等があった場合においては更に遡及し、通常使
用水量を算定のうえ適用する。なお、前3月の平均使用水量が8立方メートルに満たなか
った場合は、これを8立方メートルとみなして算定するものとする。

(4) 使用水量の認定は、当該月の使用水量に、家庭用にあつては別表第1、団体又は営業
用にあつては別表第2に定める割合を乗じて得た水量を減じて算出する。ただし、算出さ
れた家庭用の当該月の使用水量が150立方メートルを超える場合においては、150立方メー
トルを限度とする。

(料金の納付期限)

第31条 料金の納付期限は、毎月末日までとする。

(督促)

第32条 料金及びその他の費用を納期限までに完納しない場合においては、納期限後20日以内
に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納付期限は、その発行の日から10日以内とする。

第4章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第33条 条例第34条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理状
況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

イ 水槽の点検等、有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措
置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水の異常を認め

たときは、水質基準に関する厚生労働省令（平成4年厚生省令第69号）の表上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し1年ごとに1回、定期に水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は管理者が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味、残留塩素に関する水質の検査を受けること。

第5章 補則

(委任)

第34条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、旧規程によってなした届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規程の相当規定によってなしたものとみなす。

附 則（平成11年3月26日水管規程第3号）

(施行期日)

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前に、改正前の鹿角市水道事業給水規則施行規程に基づいて行われた届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規程に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成12年3月31日水管規程第5号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日水管規程第6号）

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前に、改正前の鹿角市水道事業給水規程に基づいて行われた届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規程に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成21年7月17日水管規程第2号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の鹿角市水道事業給水規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日水管規程第2号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日水管規程第1号）

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(鹿角市水道料金及び手数料徴収規程の廃止)

2 鹿角市水道料金及び手数料徴収規程（昭和47年鹿角市水道管理規程第6号）は、廃止する。

附 則（令和元年9月26日水管規程第2号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第7条の2第4項第1号、第8条第1項、第9条第1項第2号及び第3号の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日水管規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第30条関係）

当該月の使用水量	3倍を超え 5倍以下の 部分	5倍を超え 10倍以下の 部分	10倍を超え 20倍以下の 部分	20倍を超え 30倍以下の 部分	30倍を超え る部分
前3月平均の3倍を 超え5倍以下である 場合	100/100	—	—	—	—
前3月平均の5倍を 超え10倍以下である 場合	100/100	80/100	—	—	—
前3月平均の10倍を 超え20倍以下である 場合	100/100	80/100	70/100	—	—
前3月平均の20倍を 超え30倍以下である 場合	100/100	80/100	70/100	60/100	—
前3月平均の30倍を 超える場合	100/100	80/100	70/100	60/100	50/100

別表第2（第30条関係）

当該月の使用水量	3倍を超え 5倍以下の 部分	5倍を超え 10倍以下の 部分	10倍を超え 20倍以下の 部分	20倍を超え 30倍以下の 部分	30倍を超え る部分
前3月平均の3倍を 超え5倍以下である 場合	60/100	—	—	—	—
前3月平均の5倍を 超え10倍以下である 場合	60/100	40/100	—	—	—
前3月平均の10倍を 超え20倍以下である 場合	60/100	40/100	30/100	—	—
前3月平均の20倍を	60/100	40/100	30/100	20/100	—

超え30倍以下である 場合					
前3月平均の30倍を 超える場合	60/100	40/100	30/100	20/100	10/100

様式第1号（第5条関係）

課長	主幹・副主幹	担当

工事番号	No. —
台帳番号 (使用者番号)	— —

給水装置工事申込書（給水装置工事台帳）

年 月 日

鹿角市水道事業

鹿角市長 様

給水装置工事をしたいので、鹿角市水道事業給水条例第4条第1項の規定に基づき、申し込みいたしますから承認して下さい。

申込者 住所 _____

ふりがな

氏名 _____ ㊟

1 設置場所 鹿角市 _____

2 工事種別 新設・改造・修繕・撤去

電話（ — ）

3 指定工事業者 _____

工事費		収受	年月日	道承 路 施 工認	種別	国道・県道・市道	
材料費	円	承認	年月日			許可	年月日
労力費	円	検査	年月日			許可	第 号
諸経費	円	市検査員				番号	
合計	円						
使用者	住所 氏名 ㊟		給水装置工事主任技術者 ㊟				
メーター口径	m/m 個		給水管分岐同意書				
用途	家庭用・団体用・営業用 浴場用・臨時用・プール用 方書（アパート・貸家等）		私所有の給水装置から分岐することを承諾 します。なお、本承諾に関し紛争が生じた ときは当事者間で一切解決します。 年 月 日				
	メーター保管証書 上記のメーターを保管いたします。 年 月 日 ㊟		承諾者 住所 氏名 ㊟ 給水装置番号				
工事 期 間	予定	着手	年月日	土地家屋使用承諾書			
		完成	年月日				
実 施	着手	年月日	本給水装置工事施行のため、私所有の土地 家屋を使用することを承諾します。なお、本 承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で 一切解決します。 年 月 日				
	完成	年月日					
備考			承諾者 住所 氏名 ㊟ 使用する土地家屋				

様式第1号の2（第5条関係）

給水装置工事変更承認申請書		
		年 月 日
鹿角市水道事業 鹿角市長		様
		申請者住所
		氏名 印
		使用者住所
		氏名 印
		指定工事店住所
		代表者名 印
給水装置工事の変更について鹿角市水道事業給水条例施行規程第5条第4項の規定により届け出ます。		
給水装置工事場所		
給水装置工事承認証	許 可 日	許 可 番 号
	年 月 日	第 号
変 更 理 由		
変 更 内 容		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 設計変更図面 <input type="checkbox"/> 使用材料一覧 <input type="checkbox"/> その他()	
(特記事項)		

様式第4号（第6条関係）

課長	主幹・副主幹	主査	担当

誓 約 書

鹿角市長 様

年 月 日

給水装置工事申込者

住 所 鹿角市

氏 名 ⑩

給水装置工事の場所 鹿角市

上記給水装置工事施工について第三者から異議があっても、市に対してご迷惑をおか
けしないことを誓約いたします。

年 月 日

鹿角市長 様

住所
申請者
氏名 ⑩
電話番号

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 給水場所 鹿角市
(対象地番全部を記入)
- 2 開発事業の名称(団地名)
- 3 開発目的
 - 1 宅地造成による土地分譲
 - 2 宅地造成及び分譲住宅建築
 - 3 その他()
- 4 開発事業の概要 開発区域 A = m²
計画地盤高 最高 m 最低 m
区画数 区画
- 5 開発事業の予定時期 着工 年 月
完成 年 月
- 6 給水希望年月 年 月
- 7 水道工事施工予定業者
- 8 添付書類
 - (1)位置図 S = 1 / 2,500
 - (2)計画平面図 S = 1 / 1,000
 - (3)配水管布設計画平面図 S = 1 / 1,000
 - (4)その他必要書類(道路位置指定通知書、公共施設管理予定者との協議経過書等)

様式第6号（第7条関係）

鹿水発第 号
年 月 日

様

鹿角市水道事業
鹿角市長

開発給水協議に関する回答について

年 月 日付けで協議のあった開発給水協議について、下記のとおり回答します。

記

- 1 適……………別紙給水協定書の締結を条件として同意します。
- 2 否（理由）

給 水 協 定 書

鹿角市長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、乙が施工する給水工事について、次のとおり協定する。

(給水計画)

第1条 甲は、乙が施工する次の事業にかかる給水について同意する。

- (1) 事業の名称
- (2) 所在地 鹿角市
- (3) 開発区域面積 m^2
- (4) 区画数 区画

(給水施設)

第2条 乙は、当該団地の給水施設及び給水施設工事を実施するにあたっては、鹿角市水道事業給水条例、鹿角市水道事業給水条例施行規程、鹿角市指定給水装置工事事業者規程等、水道に関する規定を遵守するものとする。

(給水方法)

第3条 乙は、甲の所有する水道施設(配水管 ϕ mm) より ϕ mm給水管を分岐し、開発区域内に給水を受けるものとする。

(実施設計)

第4条 乙は、前条の給水施設の実施設計にあたっては、あらかじめ甲と十分協議し、その指示に従い承認を得なければならない。

(給水施設工事の着手)

第5条 当該事業の給水施設工事は、設計図書及び工事着手届、工程表、使用材料承認願いを提出しなければ着手してはならない。

(工事の監督及び検査)

第6条 甲は、当該事業の給水施設工事について、監督員を定めなければならない。乙は、甲が定めた監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

2 乙は、工事が完成した場合には、すみやかに甲に完成届を提出し、工事の検査を受けなければならない。甲は、当該団地の給水施設工事の完成届を受理した日から14日以内に検査を実施するものとする。

(給水施設の移管)

第7条 甲は、当該事業の給水施設のうち、前条の検査に合格した公道内に設置した給水施設及び給水施設流入部を甲に移管するものとする。

(給水開始時期)

第8条 甲は、当該事業の給水について、第6条第2項の工事検査合格日より給水を開

始する。

(かし担保)

第9条 乙は、甲に給水施設を移管した日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、工事目的物のかし担保する責めを負う。

- (1) 石造、土造、金属造、コンクリート造、及びこれらに類するものによる構造物、その他土地の工作物又は地盤のかし …………… 2年
- (2) 前号に掲げるかし以外のかし …………… 1年

(協定書の効力)

第10条 本協定は、締結の日から2ヵ年以内に給水施設工事に着手しない場合は、無効とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(補則)

第11条 本協定の疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々その1通を保有するものとする。

年 月 日

鹿角市水道事業

甲 鹿角市長

乙

様式第7号（第7条の2第1項関係）

配 水 施 設 寄 附 採 納 願

下記配水管を上水道施設として寄附いたしますので、受納して下さるようお願いいたします。

年 月 日

代表者 住所
氏名

鹿角市水道事業

鹿角市長 様

記

1. 個所 鹿角市
2. 管種・口径
3. 延長 L =
4. 価格

様式第8号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

鹿角市水道事業

鹿角市長

配水管の受納について（通知）

年 月 日付けで貴社から寄附採納願のありました下記物件について、
受納いたしましたので通知します。

記

1. 個所 鹿角市
2. 管種・口径
3. 延長 L =

様式第9号（第17条、第20条関係）

課長	主幹・ 副主幹	主査	担当	メーター番号	
				使用者番号	

水道使用開始等届

年 月 日

鹿角市水道事業
鹿角市長 様

届をしたいものに○印をしてください		1 使用開始	4 用途変更
		2 使用廃止	5 口径変更
		3 使用休止	6 名義変更
給水装置の場所		鹿角市	
使用者のお名前		フリガナ ⑩ (電話 ー)	水道メーター
届けた方のお名前		⑩	口径 メーター 指針
1 使用開始	使用を開始する日	年 月 日	あり
2 使用廃止	水道使用を止める日	年 月 日	
3 使用休止	水道を休止する日	年 月 日	
4 用途変更	新 用 途	用	なし
	旧 用 途	用	
5 口径変更	新 口 径	φ	変更日 月 日
	旧 口 径	φ	
6 名義変更	旧 使 用 者 氏 名		
給水装置所有者氏名		電話 ー	
備 考 (転居時の連絡先等)			

使用上の注意

- ・給水に関する鹿角市上下水道課からの通知・指導等を、必ず厳守してください。
- ・給水装置所有者は、使用者に連帯してその責務を負うことになります。
- ・鹿角市水道事業給水条例等が契約の内容となります。

様式第10号（第17条関係）

給水許可申請書（メーター器貸付申請）

鹿角市水道事業

鹿角市長 様

鹿角市 _____（給水装置設置場所）において水道を使用すること
について許可して下さるよう申請します。

年 月 日

給水装置使用者 住所

氏名

給水装置所有者 住所

（使用者と同じ場合は不要）氏名

様式第11号（第17条関係）

給水許可証（メーター器貸付証）

年 月 日

（給水装置使用者）

様

（給水装置所有者）

様

鹿角市水道事業

鹿角市長

年 月 日提出のありました鹿角市_____で使用する水道給水申請について、下記条件を付して許可します。

記

（厳守事項）

1 給水装置使用者関係

- （1） 水道料金は、その請求に基づき、納期限内に確実に納入してください。
- （2） 使用廃止、休止及び使用者の名義変更等、水道使用に関して移動が生じた場合は、遅滞なく届け出てください。
- （3） 給水装置の漏水等、故障が生じた場合は、鹿角市指定給水装置工事店に依頼し、速やかに修繕してください。
- （4） 給水に関する鹿角市上下水道課からの通知、指導等は、厳守してください。

2 給水装置所有者関係

- （1） 給水装置所有者は、使用者に連帯してその責務を負ってください。
- （2） 給水装置を廃止する際は、水道メーターを上下水道課に返還し、本管分岐部の止水栓（サドル分水栓）を閉めてください。

3 メーター器について

- （1） メーターは上下水道課が皆さんに無償貸与しているもので、その管理は皆さんに行ってもらうこととなっています。いつも見やすく、正しい検針ができるように皆さんの協力をお願いします（メーターを破損又は亡失したときは、市が定める損害額を賠償しなければなりません。）。

※ その他

- （1） 非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情で、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責任を負いません。
- （2） 給水装置は本管からの分岐部分ですから、公道内の給水装置の修繕費用も皆さんの負担になります。

様式第12号（第18条関係）

課長	主幹・副主幹	主査	担当	メーター 検針簿	・	・	印
				メーター 台帳	・	・	印

代理人選定（変更）届

年 月 日

鹿角市水道事業
鹿角市長 様

住所
給水装置設置者
氏名 印

次のとおり代理人を選定（変更）しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	鹿角市
代理人の住所・氏名	印

様式第13号（第19条関係）

課長	主幹・副主幹	主査	担当	メーター 検針簿	・	・	印
				メーター 台帳	・	・	印

メーター破損（亡失）届

年 月 日

鹿角市水道事業
鹿角市長 様

給水装置使用者（給水装置所有者・給水装置管理人）

住 所

氏 名 印

下記の理由により保管使用中のメーターを破損（亡失）しましたのでお届けします。
なお、損料等については直ちに弁償いたします。

記

給水装置の場所	鹿角市
(理由)	
※ メーターの種別	口径 mm 番号
有効年限	年 月 取付 年 月 日

様式第14号（第20条関係）

課長	主幹・ 副主幹	主査	担当	無収水量 認定簿	* * 印

消火栓演習使用届

年 月 日

鹿角市水道事業
鹿角市長 様

住所
消火栓使用者
氏名 印

次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消火栓の設置場所	鹿角市
消火栓の種類	地上式
演習使用日時	年 月 日 時 分から 時 分

（処理欄）

水量 m^3

様式第15号（第20条関係）

課長	主幹・副主幹	主査	担当	給水台帳 処 理	・ ・ 印

給水装置所有者変更届

年 月 日

鹿角市水道事業
鹿角市長 様

住所
給水装置所有者
氏名 印

下記のとおり給水装置の所有者を変更したのでお届けします。

記

給水装置の設置場所	鹿角市
給水装置 旧所有者	住所 氏名 印
変更年月日	年 月 日

様式第16号（第20条関係）

課長	主幹・副主幹	主査	担当	無収水量 認定簿	年 月 日

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

鹿角市水道事業
鹿角市長 様

所 属
代表者

消防用として下記のとおり水道を使用したのでお届けいたします。

記

火災発生場所	日 時	年 月 日		時 分	
	場 所	鹿角市			
使 用 し た 消 火 栓					
場 所	栓 数			水 量	摘 要
		自 午	時 分	m ³	
		至 午	時 分		
		自 午	時 分	m ³	
		至 午	時 分		
		自 午	時 分	m ³	
		至 午	時 分		
計		時間 分		m ³	

様式第16号の2（第20条関係）

課長	主幹・ 副主幹	主査	担当	メーター 検針簿	・	・	印
				メーター 台帳	・	・	印

管理人選定（変更）届

年 月 日

鹿角市水道事業
鹿角市長 様

住所
給水装置設置者
氏名 印

次のとおり管理人を選定（変更）しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	鹿角市
管理人の住所・氏名	印

様式第17号（第24条関係）

課 長	主幹・副主幹	主 査	担 当

給水装置
水 質 検 査 請 求 書

鹿角市水道事業
鹿角市長 様

年 月 日

住 所
請求者
氏 名 ⑩

次の理由により 給水装置
水 質 の検査を請求いたします。

- 1 給水装置の場所 鹿角市
- 2 検査請求の理由 （詳細に記入して下さい。）

年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

様

鹿角市水道事業
鹿角市長

鹿角市水道事業給水条例第18条第4項の規定に基づき、次のとおり指示します。

1 給水装置の設置場所

2 措置指示事項

3 指示する根拠となる法令の条項 鹿角市水道事業給水条例第18条第4項

4 この条項に規定する要件

管理者は、給水装置の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置を講ずることを指示することができる。

5 この要件に適合する理由

様式第19号（第30条関係）

水道料金納付金減免申請書

年 月 日

鹿角市水道事業

鹿角市長 様

住所 _____

氏名 _____ 印

鹿角市水道事業給水条例第27条の規定により、水道納付金について減免していただきたく下記のとおり申請します。

記

(1) 水道納付金の種別 料金 ・ 手数料

(2) 減免を受けようとする金額の年度、月別内訳

_____年度 _____月分

使用水量 _____ 金額 _____ 円

(3) 申請の理由
